

HIKARI

光通信・知財の窓

平成26年1月

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

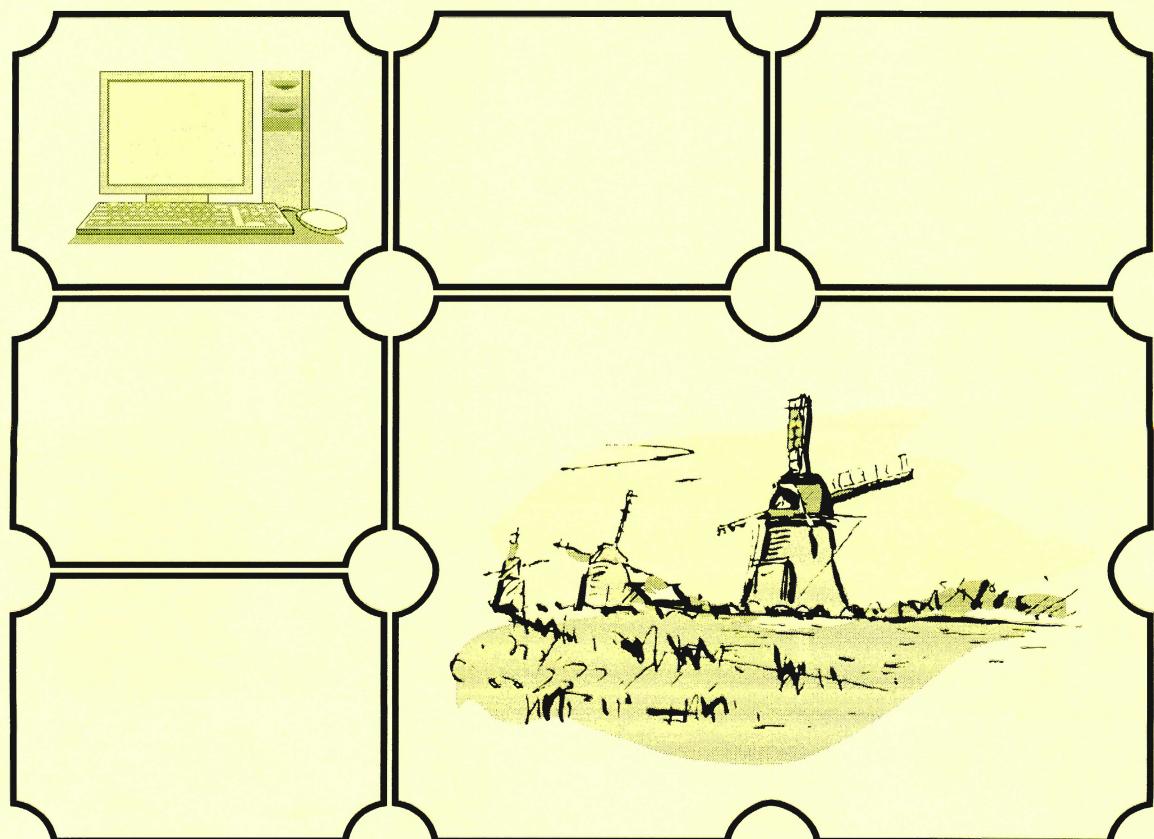
hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>

別冊
増刊号

改正特許法等の解説・2014

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～



はじめに

経済のグローバル化、世界的な市場の拡大、世界的な技術開発競争が進展する中で、世界各国における特許出願の総数は2011年に200万件／年を越えるに至りました。この中の35万件程度は日本国特許庁への特許出願です。そして2011年度には、我が国の技術貿易収支（外国との間における特許権、ノウハウの提供や技術指導等、技術の提供又は受け入れ）が約2兆円の黒字を記録するに至りました。

これからもますます拡大するであろう世界的な競争の中で、我が国の経済・産業の競争力を維持し、強化するためには、特許などの知的財産の創出、保護、活用がますます重要になります。

我が国では、昨年年頭の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において「企業がイノベーションを円滑に事業化できるよう、迅速な特許権取得の促進や事業に関する複数分野の特許出願を一括審査する」とされたのを皮切りに、「知的財産政策に関する基本方針」（昨年6月7日閣議決定）、「知的財産推進計画2013」（昨年年6月25日 知的財産戦略本部）などに基づいて政府一丸となった知的財産総合戦略の推進が図られているところです。

この下で、特許庁は、特許審査の迅速化及び品質管理体制の強化、企業の事業戦略に活用可能な知的財産網の取得支援、グローバルな権利取得への支援、中小企業等が的確に権利取得し活用できる支援の拡充などの取り組みを進めています。

そこで、年頭にあたり、特許庁の産業構造審議会などでの検討状況も踏まえつつ、法制度面での改正の動向などを紹介すると共に、昨年発表された特許行政年次報告書2013（特許庁）の中から、特許の保護など分野における主な動向、国の取り組みを紹介することとしました。

以上

平成26年1月1日

改正特許法等の解説・2014

目 次

I.	特許法	3
1.	「付与後レビュー制度」導入に向けた動き	3
(1)	はじめに	3
(2)	特許の有効性判断についての我が国における制度の変遷	3
(3)	問題の所在	4
(4)	付与後レビュー制度の導入へ	7
(5)	まとめ	8
2.	職務発明制度（特許法第35条）	9
(1)	はじめに	9
(2)	我が国における現行の職務発明制度とその趣旨	9
(3)	特許法上の職務発明制度の変遷と解説・概要	9
①	昭和34年法以前	
②	昭和34年法（現行法）	
③	平成16年法（平成17年4月1日施行）	
(4)	職務発明制度改正の動向	12
II.	意匠法	13
	特許から意匠への出願変更を活用した創作の保護	13
(1)	はじめに	13
(2)	出願状況	13
(3)	活用パターン	13
(4)	審判決にみる客体同一性	15
(5)	まとめ	18
III.	商標法	19
	新しいタイプの商標導入等商標法改正の動向	19
(1)	はじめに	19
(2)	新しいタイプの商標の概要と検討されている事項	19
(3)	その他改正にかかる検討事項	22
(4)	まとめ	22
IV.	「特許行政年次報告書2013」の紹介	23
(1)	我が国及び諸外国における特許出願の動向	23
(2)	日本、中国における実用新案登録出願の動向	27
(3)	我が国の中小企業における知的財産活動	29
付録	産業財産権関係料金 (特許庁への手続に必要な料金) 概略表	31

改正特許法等の解説・2014

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～

I. 特 許 法

1. 「付与後レビュー制度」導入に向けた動き

(1) はじめに

本年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」）は、平成25年2月25日（第39回）に開催されており、

・特許制度小委員会報告書（案）「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」について議論がなされた。

本稿では、同報告書（案）で提案されている付与後レビュー制度についての内容を紹介する。

なお、紹介する議論の内容は執筆時点（11月8日）での内容であり、その後加えられた議論は加味されていないので了承されたい。

また、特許制度小委員会の報告の詳細については、特許庁HP中「産業構造審議会」のページから「特許制度小委員会」の議事

要旨、配布資料、議事録を参照されたい。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm

(2) 特許の有効性判断についての我が国における制度の変遷

付与後レビュー制度を紹介する前に、特許の有効性判断についての我が国における制度の変遷を簡単に説明する。

我が国では、特許制度の初期に無効審判制度が導入され、ユーザーの利便性の向上や紛争の迅速かつ効率的な解決の観点から数次の見直しがされてきた。

一方、第三者の知見を活用する特許付与前の異議申立制度も導入されていたが、早期の権利付与や国際調和の観点から特許付与後の異議申立制度に移行し、現在は特許無効審判制度に包摂されている。

また、出願公開制度とともに特許付与前

【図表1-1】我が国における制度の変遷

	昭和34年 特許法制定まで	昭和45年 法改正	平成6年 法改正	平成15年 法改正	平成23年 法改正
法改正事項	<ul style="list-style-type: none"> 特許無効審判制度を導入 特許付与前の異議申立制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 出願公開制度、審査請求制度を導入 特許付与前の情報提供制度を導入（特許法施行規則） 	<ul style="list-style-type: none"> 特許付与前の異議申立制度を廃止、特許付与後の異議申立制度へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 特許付与後の異議申立制度を廃止、特許無効審判へ統合・一本化 特許付与後の情報提供制度を導入（特許法施行規則） 	<ul style="list-style-type: none"> 特許無効審判の制度の見直し
改正理由		<ul style="list-style-type: none"> 審査処理の促進と滞貨の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な権利付与 制度の国際的調和 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な審理 紛争の一回的解決 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の迅速・効率的な解決

(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

の情報提供制度が導入され、現在は特許後にも拡張されている。

(3) 問題の所在

特許制度小委員会報告書（案）には、現行制度について以下の問題点が報告されている。

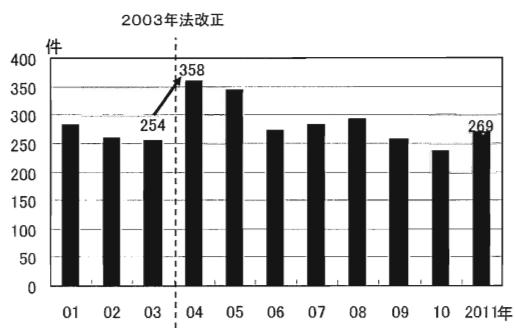
(3)-1. 特許の質への懸念

平成15年（2003年）の法改正後、無効審判の請求件数は一時的には増えたものの、現在では法改正前の水準で推移している（図表1-2）。また、特許権の設定登録から1年の間に無効審判が請求された件数の推移をみると、法改正前の2001年に比べ、法改正直後の2004年は2倍以上に増えたものの、2011年には減少している（図表1-3）。これは、異議申立制度に対するニーズを無効審判に吸収するという法改正時に期待された効果は十分に得られていないことが示されている。

これに関連し、口頭審理を原則とする無効審判は負担が大きく、製造までは行わない大学等にとって利用し難いとの指摘や、地方ユーザーにとって時間やコストの面で不利であるとの指摘もなされた。

また、2003年当時、異議申立制度により年間2,000件以上の特許権が取消し又は訂正の上で維持されていたことを考えると（図表1-4）、現在も同様の割合で存在す

【図表1-2】特許無効審判の請求件数の推移



(資料) 特許行政年次報告書より作成

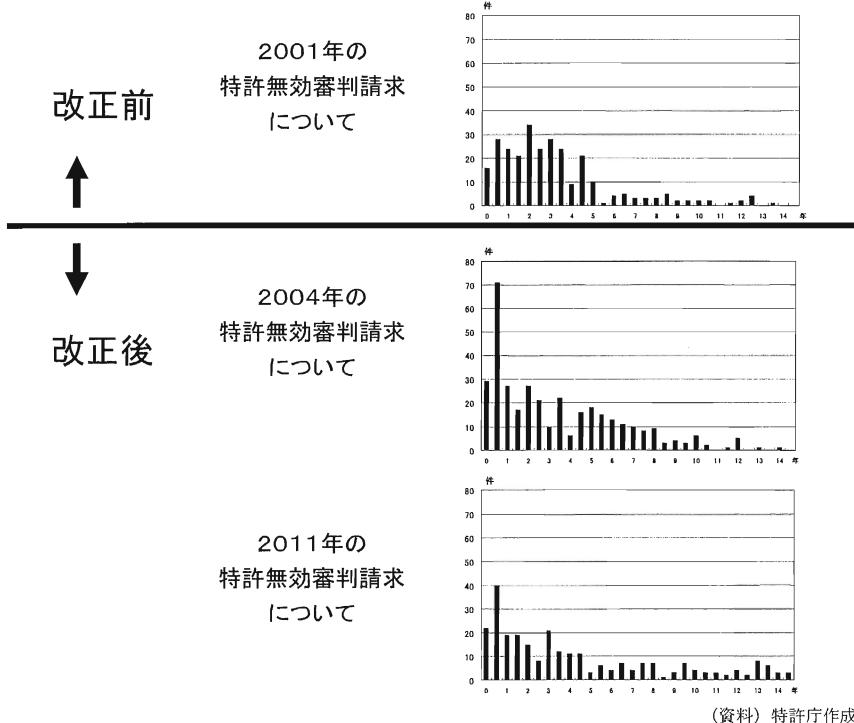
(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

る可能性の高い瑕疵ある特許権が、現行制度下では、見直しの機会なくそのまま存在し続けている可能性があり、特許の質に対する懸念が示されているとの指摘がなされた。

(3)-2. グローバルな権利取得・活用に対する悪影響

出願審査請求がなされた特許出願の審査順番待ち期間は、2009年を境に急速に短縮されつつあり、2013年には11か月にまで短期化される見込みである。また、早期審査・スーパー早期審査を利用することで、更に早い権利の取得も可能となっている。更に、我が国において特許可能と判断された結果を活用し、海外で簡易な手続で早期の権利

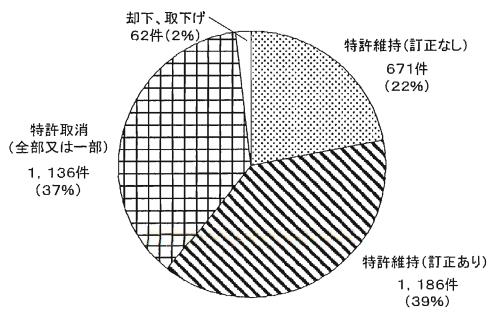
【図表1-3】特許無効審判の請求時期（特許権の設定登録からの経過年数）



(資料) 特許庁作成

(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

【図表1-4】特許付与後の意義申立制度における審理の結果（2003年）

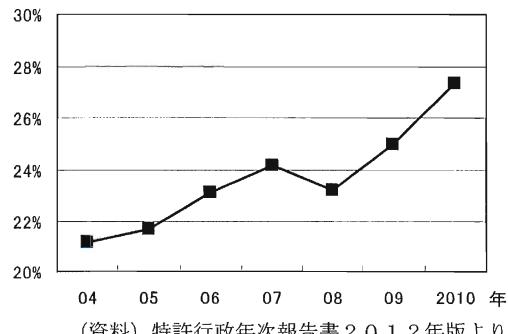


(資料) 特許庁作成

(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

化が可能な特許審査ハイウェイ（PPH）の仕組みが海外に拡大している。このように、我が国で早期に特許を取得し、日本発の技術を核にグローバルに権利の取得・活

【図表1-5】日本国出願人のグローバル出願率



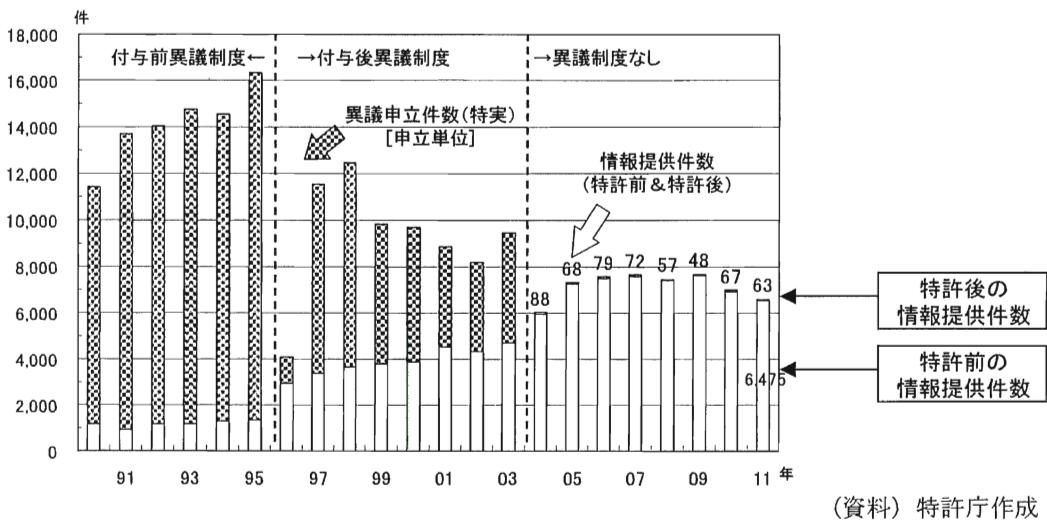
(資料) 特許行政年次報告書2012年版より

(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

用を進めようとする環境が整いつつあり、我が国の企業等のグローバル出願は急激に増加している（図表1-5）。

その一方、グローバルな事業展開のため

【図表1－6】情報提供制度の利用状況



(資料) 特許庁作成

(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

に多額の投資を行った後に、その基礎となった特許権に瑕疵のあったことが判明した場合、致命的な損害を受ける場合もある。このため、我が国において強く安定した特許権を早期に確保することの重要性はますます高まっているが、前提となる特許の質に懸念があるとすれば、我が国企業等の積極的なグローバル活動に悪影響を及ぼす可能性があるとの指摘がなされた。

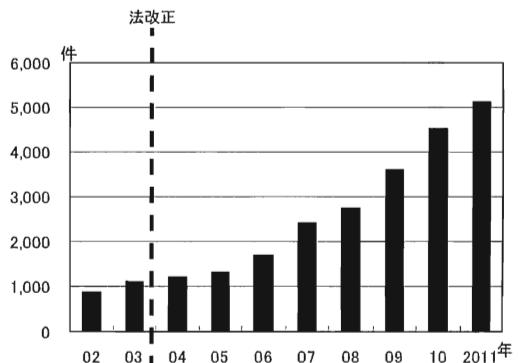
(3)-3. 情報提供制度の機能低下

2003年の異議申立制度の廃止後、特許付与前の情報提供制度の利用が2003年の約4,700件から2009年の約7,600件へと増加している(図表1-6)。しかし、近年の審査の早期化により出願公開前に特許査定されるものも増加しており(図表1-7)、この場合、第三者が情報提供制度を利用しようにもその機会がないので、情報提供制度の機能が低下するとの指摘がなされた。

(3)-4. 特許無効化資料の抱え込み

2003年の異議申立制度の廃止後、我が国企業において、他社の特許を無効化し得る資料を入手したとしても、将来の係争時に備えて自社内に抱え込む又は抱え込まざるを得ないといった行動や状況が増えている。

【図表1-7】出願公開前に特許査定される件数の推移



(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

このような状況は、他の第三者にとって、本来無効になり得る特許で権利行使されるリスクが解消されないだけでなく、特許権者にとっても、将来、特許が無効にされるリスクを知らずに事業活動を継続することになり、社会全体の利益の観点から見た場合には、望ましい傾向とは言えないとの指摘がなされた。

(3)-5. その他

従前の異議申立制度には、審査を行った

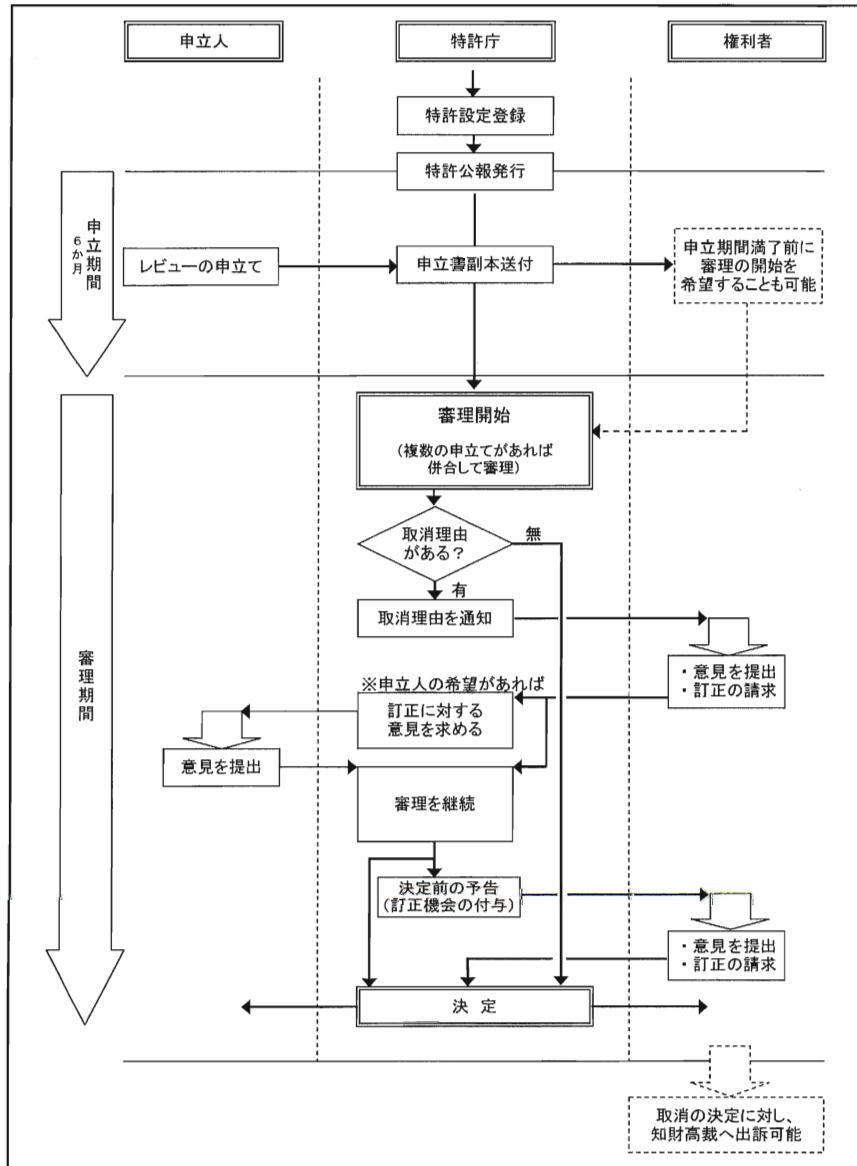
審査官へのフィードバックにより、審査の質を向上させる機会があった。2003年の法改正によって異議申立制度が無効審判制度への統合されたことにより、このような機会が失われ審査の質への懸念も指摘され

た。

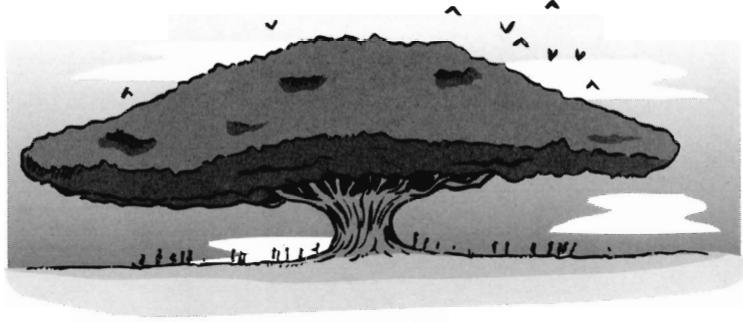
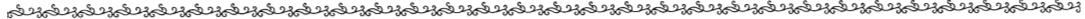
(4) 付与後レビュー制度の導入へ

特許制度小委員会では、これらの問題点に対する様々な対応案について議論がなさ

【図表1-8】付与後レビューの手続フロー



(第39回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)



れた。そして、従来の異議申立制度の問題点を改善しつつ、特許成立後の一定期間に特許付与の見直しの機会を与える新たな制度として、付与後レビュー制度の導入の提案がまとめられた。

付与後レビュー制度は、審査による特許付与の見直しをする制度として、瑕疵ある特許権を是正し、強く安定した権利を早期に確保することを目的とし、当事者の手続保障にも配慮しつつ、審理の手續が速やかに進められて、早期に最終的な判断が示されることに重点が置かれている。

特許制度小委員会報告書（案）には、付与後レビュー制度の骨子について以下のようにまとめられている。

(4)-1. 申立人

付与後レビュー制度における申立人適格については、無効審判制度の性格との違い等が総合的に判断され、特許の見直しの契機を広く求めるため、何人も申立ができるようである。

(4)-2. 申立理由

申立理由については、権利帰属に関する事由は含まず、公益的事由（新規性、進歩性等）のみに限定されるようである。

(4)-3. 申立期間

申立期間については、従前の異議申立制度や諸外国の制度を鑑みて、特許権の設定登録後3か月、6か月、9か月の選択肢が提案された。当事者の書面による主張を審判合議体による職権審理により補い得ることで申立人の負担が軽減されていることを踏まえ、特許権者の負担軽減、権利の早期安定化の観点から、6か月とされるようである

とで申立人の負担が軽減されていることを踏まえ、特許権者の負担軽減、権利の早期安定化の観点から、6か月とされるようである

(4)-4. 料金

具体的な料金の額は未定であるが、権利の早期見直しによる安定化と不要な紛争の未然防止、制度の利用促進の観点から、付与後レビューの料金は無効審判よりも低廉なものとされるようである。

(4)-5. その他

新たな付与後レビュー制度においては、申立人が希望する場合であって、特許権者により特許の訂正がなされた場合に、申立人に意見を提出する機会が与えられるようである。これにより、無効審判よりも迅速簡便な制度しつつ、申立人による、より主体的な参加を促す効果が期待できるとされている。

また、付与後レビュー制度においては、審理が開始された後、最終判断を速やかに出すことが重要であるので、審理の初期の段階で審理のスケジュールを明確にし、そのスケジュールに沿って審理を進めていくという計画審理が取り入れられるようである。

(5) まとめ

以上、公開されている資料に基づき概略を説明した。第39回特許制度小委員会にて、報告書（案）が承認されたので、今後法案が作成され、国会に提出される予定である。

2. 職務発明制度の概要

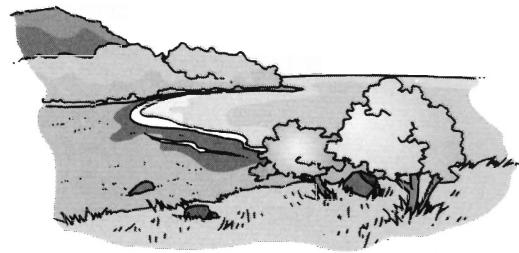
(1) はじめに

我が国の企業は、国内の研究開発投資の約7割を担うなどイノベーションの源泉となっている。一方、我が国においては、企業内で職務として行われた発明に関し、特許を受ける権利が当該企業ではなく職務発明の発明者に帰属すること、とされている現行の職務発明制度が、企業のグローバル活動における経営上のリスクとなっているとの指摘がある。このため、特許庁は、その制度の見直しを行うため、産業界・労働界の代表者や学識経験者による委員会を設置し、国内外の制度や運用実態の調査など実務的な検討を行なっている。この動きは、日本再興戦略(平成25年06月14日閣議決定)中、「企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者との契約に委ねる等制度を見直し、来年の年次までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。」に対応したもので、以下の主な事項について、平成25年12月25日を目途に検討がなされている。

- ★ 職務発明制度に関する我が国企業の運用の実態
- ★ 国内外の企業内研究者の待遇や雇用環境などの実態
- ★ 海外の職務発明に関する制度や運用の実態
- ★ 職務発明にかかる制度のあり方

(2) 我が国における現行の職務発明制度とその趣旨

職務発明制度は、「使用者、法人、国又は地方公共団体(使用者等)」が組織として行う研究開発活動が我が国の知的創造において大きな役割を果たしていることにかんがみ、使用者等が研究開発投資を積極的



に行い得るよう安定した環境を提供するとともに、職務発明の直接的な扱い手である個々の「従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(従業者等)」が使用者等によって適切に評価され報いられることを保障することによって、発明のインセンティブを喚起しようとするものである。つまり、全体として我が国の研究開発活動の奨励、研究開発投資の増大を目指す産業政策的側面を持つ制度であり、その手段として、従業者等と使用者等との間の利益調整を図ることを制度趣旨としている。

(3) 特許法上の職務発明制度の変遷と解説・概要

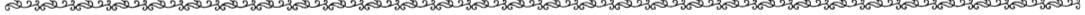
①昭和34年法以前

(a) 明治42年法

職務上又は契約上なした発明の特許を受ける権利は、原則としてその職務を執行させた者に帰属するとして使用者主義の立場をとっていた。

(b) 大正10年法

職務発明の定義を規定した他、職務発明以外の発明の予約承継の無効、使用者の取得する法定実施権、予約承継に係る発明者の補償金請求権、裁判における補償金の算定等について規定し、発明者主義を基本的理念とした。



②昭和34年法（現行）

「特許を受ける権利」や「特許権」は原則的に当該従業者である発明者に帰属するという発明者主義をとり、その使用者への承継に際しては相当の対価（補償金）を承継する権利が従業者にあるという権利主義を基本的理念としている。

(a) 昭和34年法（現行） 昭和34年4月13日法律第121号（特許法第35条）

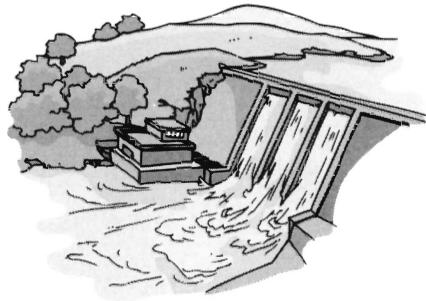
1. 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)が、その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。
2. 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除きあらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の項は、無効とする。
3. 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。
4. 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

<第1項>

第1項は、職務発明の定義と使用者等の取得する法定実施権について定めている。

使用者等には、使用者、法人、国、地方公共団体が含まれ、従業者等には、従業者、法人の役員、国家公務員、地方公務員が含まれる。

又、使用者等の業務範囲について、例えば、企業の場合、定款に定める「目的」に記載



された事業（業務）を一応の基準とし、又、現実に行われている業務及び近い将来具体的に計画されている事業（業務）がこれに該当する。又、国、地方公共団体の場合には当該公務員の属する機関の所掌に属する事項の範囲がこれに該当する。

更に、職務について、例えば、「国公立や企業の研究所において、研究をすることを職務とする者が、テーマを与えられ、又は研究を命ぜられた場合」に生じた発明は、明らかに職務上の発明となる。ただし、命令又は指示がない場合であっても、結果からみて発明の過程となり、これを完成するに至った思索的活動が、使用者等との関係で従業者等の義務とされている行為の中に予定され、期待されている場合をも含まれると考えられる。

この項で使用者等に認められる通常実施権（法定実施権）は、「従業者等が職務発明について特許を受けたとき」、「職務発明について特許を受ける権利を承継した者（使用者等以外）がその発明について特許を受けたとき」に認められるもので、この使用者等の得た通常実施権は登録しなくとも、その後に特許権若しくは専用実施権を取得した者に対して対抗することができる（法第99条第2項）。

<第2項>

第2項は、職務発明以外の予約承継の無効について定めている。

職務発明以外の発明について、使用者等に特許を受ける権利や特許権を承継させ又は専用実施権を設定することを予め定めた契



約等は無効である。これは雇用という関係から従業者が不利な処遇を受けることのないようにするため設けられた条文で、従業者の利益を確保するとともに発明奨励の目的にそういうことを期したものである。

<第3項>

第3項は、発明者の対価請求権について定めている。

従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは、特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払いを受ける権利を有する。

<第4項>

第4項は、職務発明について承継等が行われた場合の対価について定めている。

前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

(3) 平成16年法（平成17年4月1日施行）

新職務発明制度は、職務発明に係る「相当の対価」を使用者等と従業者等の間の「白的な取決め」にゆだねることを原則としている。しかし、契約、勤務規則その他の定めに基づいて対価が支払われるが不合理と認められる場合等には、従来の職務発明制度と同様に、一定の要素を考慮して算定される対価を「相当の対価」としている。

(b) 平成16年法（平成17年4月1日施行）

同年6月4日法律第79号（特許法第35条）

1. 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2. 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は無効とする。

3. 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4. 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない。

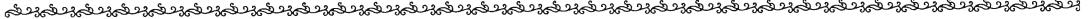
5. 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うこととが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

<第1項乃至第3項の解説は「昭和34年法」参照。>

<第4項>

第4項は、職務発明について承継等が行われた場合の対価について定めている。

契約、勤務規則その他の定めにおいて、従



業者等が支払を受けることができる対価について定めた場合には、原則としてその定めたところに基づき決定される対価を「相当の対価」としている。ただし、従業者等と使用者等との間には、その有する情報の量や質、交渉力における格差が存在することから、対価の決定についてすべてを私的自治に委ねるのは適切ではない。このため、契約、勤務規則その他の定めにおいて対価について定める場合において、それが「相当の対価」と認められるためには、その対価が決定されて支払われるまでの全過程を総合的に評価して不合理と認められるものであってはならないこととしている。

<第5項>

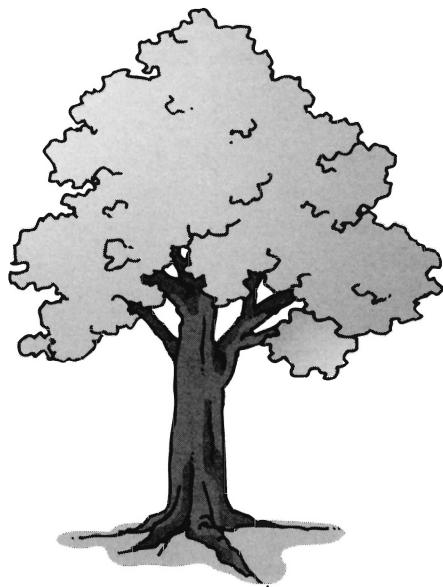
第5項は、契約、勤務規則、その他の定めにより対価を支払うことが不合理と認められる場合等の対価について定めている。

使用者等と従業者等の間の多様な事情を考慮して「相当の対価」の額を算定することが妥当であることから、「相当の対価」の額を算定する際の考慮要素として、改正前の特許法第35条第4項が規定する「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」と「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」だけでなく、その他の事情についても広く考慮した上で「相当の対価」が算定されることを条文上明確にした。

(4) 職務発明制度改正の動向

本稿の「はじめに」でも述べたように、平成25年7月4日から同年12月25日を目指に、職務発明制度に関する調査研究委員会が開催され、職務発明制度の改正につき改正しない場合も視野に入れつつ審議が行われている。

昨年9月11日に開催された産業構造審議会 第1回知的財産分科会の配布資料3「『日本再興戦略』等を踏まえた特許行政の課題と取り組みについて」(下記のURLで公表されている)の「IV 政府の基本方針」の項では、「『日本再興戦略』における特許庁関係施策① 「科学技術イノベーション



の推進 知的財産戦略・標準化戦略の強化」における3つの方策の中の一つに、「企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し」が挙げられ、「企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年次までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。」とされている。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bunkakai_01_paper/shiryou_03.pdf

この冊子が完成し皆様のお手元に配布される時点においても、改正の動向は定まっていないかもしれない。

いわゆる職務発明についての特許を受ける権利が、従来通り発明者(従業者)に原始的に帰属するとするか、法人に帰属するとするかは、今後のこの国の技術・研究開発とこれから企業等における技術・研究開発の方向を左右する非常に重要な問題であることから、慎重な検討が望まれる。

以上

II. 意匠法

特許から意匠への出願変更を活用した創作の保護

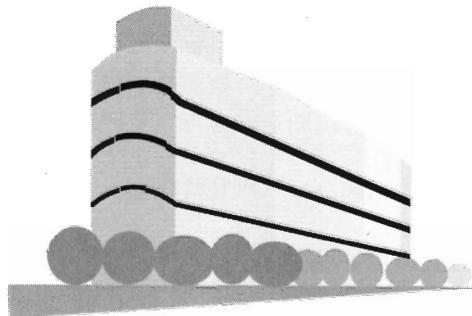
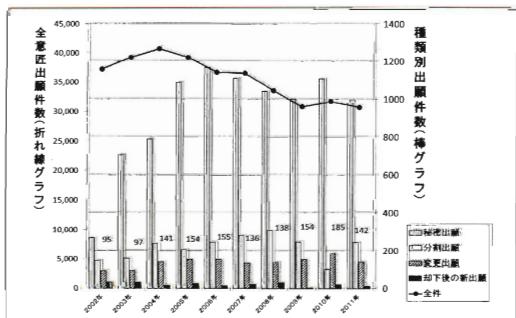
(1) はじめに

特許から意匠への出願変更というと、「特許出願が拒絶になって、審判でも登録は無理そうだった時に、使う制度」と思われている。特許出願の拒絶対策で（後述の『産業財産権法逐条解説』参照）、出願変更をして、意匠出願の出願日が原特許出願の出願日に遡及する（意匠法第13条第6項、同10条の2第2項）、変更後の意匠出願が、原特許出願の公開公報を引用され、拒絶される事態を回避できるというものである。

しかし、利用状況をみると、様々な工夫をして制度が活用されていることが分かった。特許出願の拒絶対応策に留まらないこの制度の利点をみていきたい。

(2) 出願状況

『特許庁年次報告書』を見てみると、下記グラフ（作成・執筆者）のように、変更出願はここ8年は130～180件を推移しており、全体の出願数が下降傾向にある中で、意外に出願数が多いという印象である。

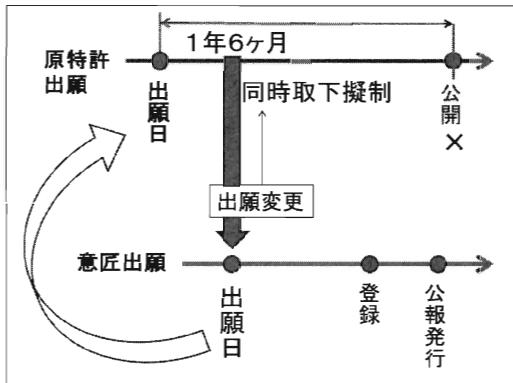


また、2012年の日本弁理士会の意匠委員会の分析では、過去10年分の変更出願による登録意匠（A製造食品・嗜好品、C生活用品、D住宅設備用品の各分類のみ）から任意に抽出した意匠出願78件の内、原特許出願の公開公報発行されている案件は11件（14%）に過ぎなかった。「特許公開→出願審査請求→拒絶査定→意匠への出願変更」という典型的な利用例は意外に少ないと推定される。

(3) 活用パターン

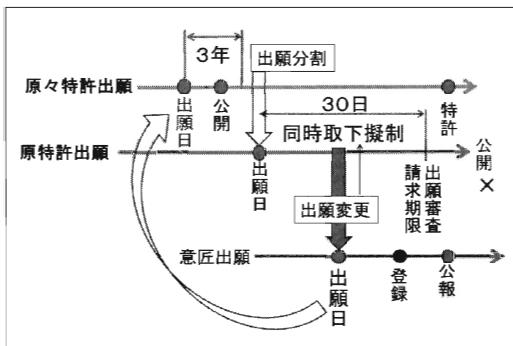
原特許出願で公開公報が発行されない場合では“どのような手続があったのか”を検討することから、逆に意匠への出願変更制度を活用するパターンを考えたい。原特許出願を意匠出願へ変更すると、原特許出願が取り下げたものとみなされる（意匠法第13条第4項）ので、この取下のタイミングと原特許出願で公開公報が発行される条件とから、検討すると、以下の4つのパターンが考えられる。

①単純公開前の変更型



原特許出願をして、早い時期に何らかの理由で、特許出願を諦める（意匠による保護の有効性に気づく）パターンである。意匠出願の出願日は、原特許出願の出願日に遡及する。

②特許分割併用型

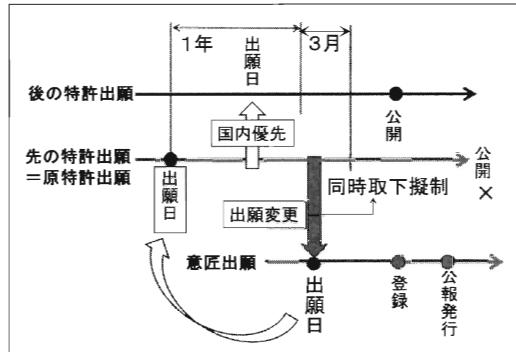


原々特許出願から先ず“意匠変更用の原特許出願”を分割して(特許法第44条第1項)、原特許出願について出願審査請求をせずに(原々特許出願から3年経過後は、分割から30日より前)、“速やかに”意匠へ出願変更するパターンである。分割出願が適法であれば、意匠出願の出願日は、(原特許出願ではなく)原々特許出願の出願日に遡及する(特許法第44条第2項)。“速やかに”は、分割出願と同日に意匠出願に変更をしている例が多いようである。

特許と意匠の両方で、より強力な保護が可能である。

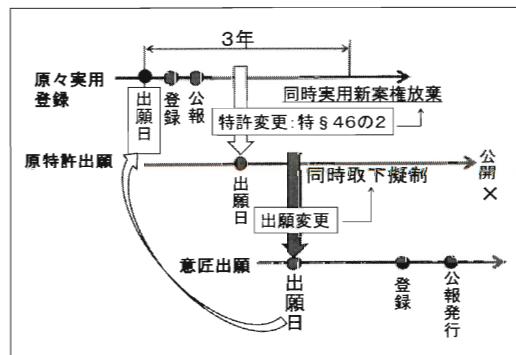
また、原特許出願の公開公報が発行されない案件では、このパターンが多いと推定される。

③国内優先併用型

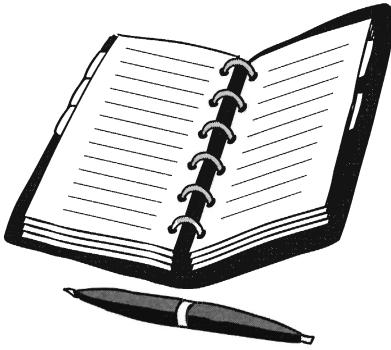


特許出願では、先の特許出願に基づく優先権を主張して、後の特許出願をする(特許法第41条第1項)。この先の特許出願を原特許出願として、意匠出願をするパターンである。この場合、先の特許出願は、出願日から1年3ヶ月後に取り下げたものとみなされるが、それまでは、自由に処分できるので、原特許出願とすることも可能である。この場合、意匠出願の出願日は、当然に原出願である先の特許出願の出願日に遡及する。なお、後の特許出願を原特許出願として意匠へ変更した場合には、変更後の意匠出願は、先の特許出願の出願日ではなく、後の特許出願の出願日への遡及に留まる解される。

④登録実用新案特殊型



登録実用新案をいったん、特許出願に変



更して（特許法第46条の2第1項）、その特許出願を原特許出願として、意匠出願に変更するパターンである。原々の登録実用新案は放棄しなければならないが、意匠出願の出願日は、原々登録実用新案の出願日に遡及する（特許法第46条の2第2項）。

（4）審判決にみる客体同一性

- ① 意匠図面の様式はわりと厳密であるが、特許図面からどこまで意匠出願に変更が可能かという客体の同一性が問題となる。変更出願に係る意匠公報をみる限り、審査にはややバラツキがあるように見受けられる。本来は、「同一性無い」として拒絶となつた案件とを比較すれば良いが、意匠では拒絶査定確定案件は閲覧できないので、難しい。
- ② 先ず、意匠法第13条第1項本文では、「特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。」とあり、「その特許出願」であるので、「特許請求の範囲」に記載した発明と「意匠に係る物品」とが同じであることが必要であるようにも読める。しかし、この点について解説された文献は無いようある。

ちなみに『産業財産権法逐条解説』第19版の意匠法第13条の解説で「本条は、特許法四六条、実用新案法一〇条と同じく、出願の変更について規定したものである。・・・ある新しい形状の発明をしてそれが技術的に効果があるものと考えて特

許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合などに、本条が利用されることになる。・・・」（1110頁）と記載されている（特許庁HP：<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/hourei/kakokai/cikujiyoukaisetu.htm>）

変更に係る意匠出願は、特許請求の範囲に記載された“新しい形状の発明”に限るようにも読める。

しかし、実務は、広く運用されている。

- ③ 特許庁の意匠審査基準では、以下のように記載されている（オンラインは執筆者が加筆した。以下審決判決も同様）。

92.1.1 意匠登録出願への変更の要件

（4）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること

（5）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

92.1.2 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

（1）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合

（2）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合

（3）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを附加した場合

つまり、原特許出願の明細書・図面に記載されていることが要件となっており、し

かも、図面のみではなく明細書も考慮される。したがって、特許請求の範囲に書いてあるかどうかに関係が無く、開示された範囲で許容されるので、使用している部品や部分意匠への出願変更も可能であると判断される。実際、変更出願に係る登録意匠で部分意匠は多い。

以下、2件の判決審決の例をみていただきたい。

④大阪地裁 平成23年（ワ）第9476号（意匠権侵害差止請求事件）／大阪高裁 平成24年（ネ）第1872号、平成24年（ネ）第2253号

この事件は、座椅子などのヒンジ部分に使われるラチェットギアなどに関する下記2つの意匠権に基づく侵害事件である。

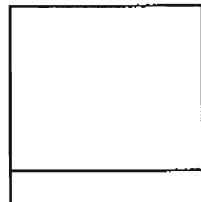
A. 意匠 1379531号

「角度調整金具用浮動くさび」

【正面図】



【右側面図】

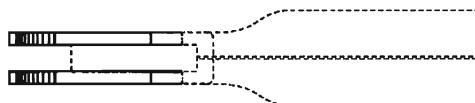


B. 意匠 1399739号

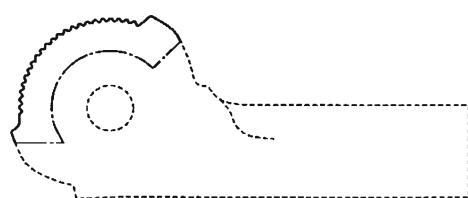
「角度調整金具用揺動アーム」

部分意匠

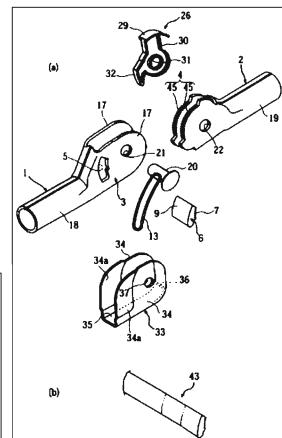
【平面図】



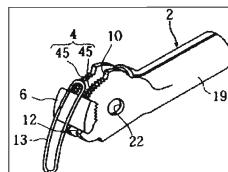
【正面図】



【図3】



【図5】



原審では、客体の同一性無しを理由の一つとして、意匠登録の無効が争点の一つとなっている（控訴審では客体の同一性は争点になっていない）が、被告の主張は認められず、この変更出願による意匠権の有効性が認められた。

争点となった原特許出願の図面（図3、図5）は上のとおりである。

意匠Aについて、被告は、

「上記乙1特許出願に係る明細書及び図面に記載された本件意匠1に対応する部材である「浮動くさび部材」と、本件意匠1とが同一性を欠いており、意匠登録出願への変更は不適法なものである。①明細書及び図面において本件意匠1の右側面の形状が記載されていない。②明細書及び図面において、本件意匠1に対応する「浮動くさび部材6」の側面視形状の縦横比が明らかではなく、むしろ横長である。」

と主張した。しかし、裁判所は

「明細書及び図面において、本件意匠1に対応する「浮動くさび部材6」の右側面の形状として、歯面を右側面の正面側端部から背面側端部にかけて均一に配設したものが記載されているものと認めることができる」「【図5】は別紙本件意匠目録1【使用状態を示す

参考図3】と同一のものであることが認められる上、いずれの斜視図においても縦寸法が横寸法よりもやや大きな形状で記載されていることが認められる。」

と判示した。

また、意匠Bについて、被告は、「本件意匠2について、特定の機能を有するとか、一定の重要性があるとか、まとまりがあるとはいえないから、創作の単位としての「物品の部分」に当たらない」と主張した。しかし、裁判所は、

「【請求項1、2】によると、本件意匠2は、乙1特許出願に係る部材のうち「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分を取り出したものであることが認められるから、本件意匠2は、本件意匠2の意匠に係る物品である「角度調整金具用揺動アーム」のうち、特定の機能を有する部分を取り出したものであり、この点に関する被告の主張は前提を欠いているというべきである。

また、前記2で述べたところからしても、本件意匠2は、それ自体において美感を起こさせるに足りるものであり、本件意匠2の意匠に係る物品について、他の意匠と対比する際に対比の対象となりうる部分として十分なものであるということもできる。

したがって、本件意匠2が「物品の部分」に当たるものではない旨の被告の主張には理由がない。」

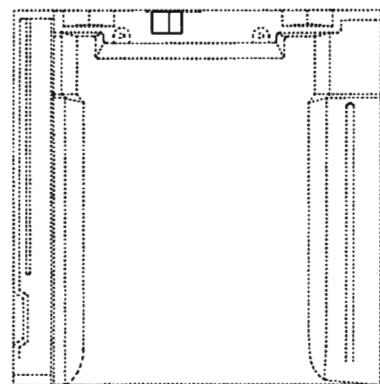
と判示した。いずれも、審査基準に近い“原特許出願に記載されているかどうか”的判断であり、まとまった機能を有すれば部分意匠に変更する場合でも客体の同一性を満たし得ることを示している。

⑤無効2007-880005
意匠登録1174461号「平板瓦」
部分意匠

【平面図】



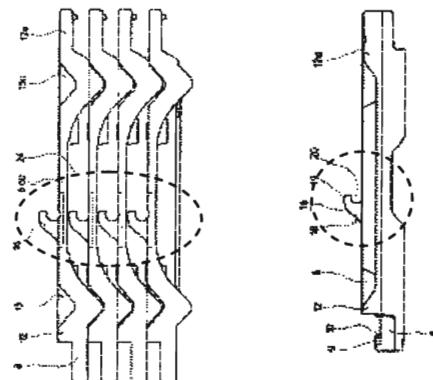
【正面図】



特願2002-376395（公開公報無し） 図面

【図3】

【図2】



（破線の丸は執筆者）

この無効審判では、請求人は、特許図面の不一致を指摘して変更出願で客体同一が無く、遡及が認められない旨の主張をしている。

しかし、審判合議体は、

「……本件登録意匠の意匠公報における平面図と甲第1号証の図を対比させるとフックの向きが左右逆になっており、本件登録意匠と甲第1号証に表された瓦は完全に一致するものではな



いが、合理的、総合的に判断をすると、
本件登録意匠は甲第1号証に表された
瓦にすでに開示されていたものを考
えざるを得ない。・・・」
と判断した。

なお、この登録意匠は平板瓦のフック部
分のみのかなり狭い範囲の部分意匠であ
り、登録無効審判では機能のみの形状（意
匠法第5条第3号）も争点であったが、認め
られなかった。

（5）まとめ

新商品開発では、一般に特許出願する
際は早めの段階になるので、なかなか将来
の実施品の形状を特定できる場合は多くは
ないが、部分意匠も選択できることを考え
れば、創作のポイントは盛り込めるのでは
ないだろうか。

将来の変更出願を考慮して、特許出願に
好ましくは意匠用の6面図を入れておきたい。
また、最低限、重要な3面（3面が見
える斜視図でも可）が入っていれば、同一

性を確保できる場合もある。

また、特許出願の図面から、かなりの自
由度で部分意匠を選択できる。したがって、
特許出願に際して、機能的に重要な部分には、
図面で機能を有する部材に番号を書き
入れ、明細書中でもその機能に言及し、
できたら特許請求範囲の発明特定事項にも入
れておきたい。

また、1件の特許出願から複数件の意匠
出願に同時に（オンラインで一通の受領書
が得られる手続で）変更することもできる
ので（意匠審査便覧18.11）、一種の多数件
の意匠出願をする際のベースとすることも
可能である。

また、成立した意匠権では、出願日は原
特許出願の出願日に遡及するが、存続期間
は（遡及出願日や現実の出願日ではなく）
設定登録日から起算され最大で20年存続で
きるという利点も活用できる。

以上

参考文献『パテント』2013.9
「特許から意匠への出願変更の検討(1)(2)」

III. 商 標 法

新しいタイプの商標の導入等商標法改正の動向

(1) はじめに

新しいタイプの商標については、ここ数年で発行された「特許と商標」の別冊においてもたびたび紹介してきた。

これらの新しいタイプの商標の保護については、これまで検討が重ねられてきているが、平成24年2月20日の産業構造審議会商標制度小委員会でその方向性の見直しがなされ、新しいタイプの商標といわれる全てについてその登録制度を検討する方向で審議が再開されている。また、環太平洋戦略的経済連携協定いわゆるTPPへの交渉参加などにも伴い、その整備が進むことも予想される。

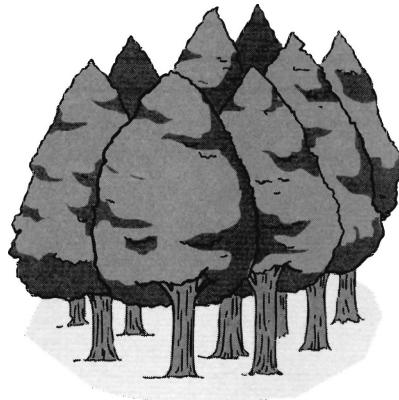
今回は、産業構造審議会知的財産分科会による、平成25年9月付けの報告書を基に、その概要及びその導入へ向けての議論の内容を簡単に追ってみると共に、その他商標法におけるいくつかの検討事項についても紹介する。

(2) 新しいタイプの商標の概要と検討されている事項

A. 新しいタイプの商標の保護対象

海外においては、文字や図形等からなる伝統的な商標以外にも、「動き」、「輪郭のない色彩」、「音」等からなる非伝統的商標は保護されており、その動きも広がりつつある。

また、グローバルに事業展開を行っている我が国企業の中には、言語を超えたブランドメッセージの発信手段や、グローバル



市場における有効な模倣品対策として、海外において非伝統的商標の権利を取得し、それを活用している事例もあり、非伝統的商標に対する保護のニーズは高まっている。

このように新しいタイプの商標の動きが広がりつつある国際的な状況や、商標の権利範囲の特定性を踏まえたうえで、非伝統的商標のうち、以下のものが新たに保護対象とすべきとされている。

- ・「動き」
図形等が時間によって変化してみえる商標
- ・「ホログラム」
物体にレーザー光などを当て、そこから得られる光と、との光との干渉パターンを感光材料に記録し、これに別の光を当てて物体の像を再現する方法及びこれを利用した光学技術を利用して図形等が映し出される商標



- ・「輪郭のない色彩」

図形等と色彩が結合したものではなく、色彩のみからなる商標

- ・「位置」

図形等の標章と、その付される位置によって構成される商標

- ・「音」

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標

一方で、これら以外の「におい」(嗅覚で認識される商標)、「触感」(触覚で認識される商標)、「味」(味覚で認識される商標)等については、適切な制度運用が定まった段階で保護態様に追加できるよう検討を進めていくことが適当であるとの方向性が出されている。

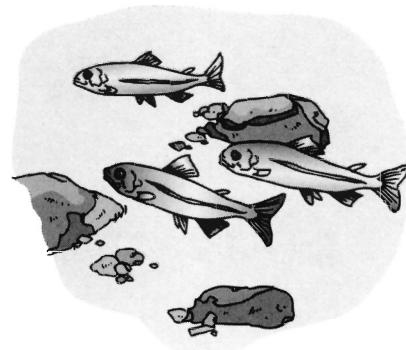
B. 商標の定義

産業構造審議会商標制度小委員会における議論では、「商標」の定義は、具体的に例示を挙げた上で包括規定とすることが適当であり、また、自他商品役務の識別性を「商標」の定義に追加すべきであるという意見が多数を占めている。

これらの意見を踏まえ、現実には自己の商品等と他人の商品等を識別できる標章であっても、一律で「商標」の定義から除外されてしまうのは妥当ではない等の理由から、実務に影響を与えないことに配慮しつつ、新しいタイプの商標を保護する包括的な定義規定を導入すること、また、商標の定義に、自他商品役務の識別性を追加する方向で検討を進めるべきとされた。

これに対しては、「商標」の本質的な定義を変更することは、商標法の体系に大きな影響を与えるのでないかという意見もあるため、引き続き具体的な条文に則して更なる検討を行っていくべきものとし、そのための具体策を講じるのが適当であるとされている。

他方、新しいタイプの商標について早急に適切な保護を図るという観点から、改正を予定している「商標」の定義に、現に具体的な保護の実需があり、かつ、現段階で



適切な制度運用が可能な標章を個別に規定することが適当であると方向付けがなされている。

C. 商標の使用の定義

新しいタイプの商標については、これに対応した「使用」行為の整理が必要となる。

追加すべき「使用」行為として、視覚で認識することのできない「音」の商標については、現行の「使用」の定義に含まれない使用行為が考えられることから、これを使用する行為についての整備することが適当であるとされている。

今後、「音」が商標の定義に含まれる事で、文字商標の音声的使用が「音」の商標の使用となる場合があるため、前記の行為に対しても登録文字商標の商標権（禁止権）が行使できるようになる可能性がある。

その結果、自己の登録文字商標に類似する「音」の商標と他人の登録文字商標に類似する「音」の商標が抵触（禁止権同士が抵触）する状況が新たに生じ得る等、既存の取引秩序に混乱を招くこともあり得るため、文字商標の「使用」の定義及び概念を維持しつつ、制度改正後の、特許庁における類否判断をより適切に行うとともに、制度改正前から行われてきた「音」の商標の使用について、継続的な使用が可能となるような措置の整備が必要であると結論づけられている。

E. 権利範囲の特定方法

新しいタイプの商標の出願については、

（略）

＜願書の記載事項等＞

	願書			
	タイプ の記載	商標見本 (商標記載欄)	商標の詳細な 説明	必要な資料
動き	要	要	要	不要
ホログラム	要	要	要	不要
輪郭のない色彩	要	要	要	不要
位置	要	要	要	不要
音	要	要	任意	要

＜商標の特定方法等＞

	出願日認定	商標の特定 (登録商標の範囲)
動き	願書の商標記載欄に記載された商標	商標の詳細な説明の内容を考慮して、商標の範囲を特定
ホログラム		
輪郭のない色彩		
位置		
音	願書の商標記載欄に記載された商標	音源データ（及び商標の詳細な説明）の内容を考慮して、商標の範囲を特定

その権利範囲を明確に特定し、その内容を明確に認識できるようにする必要がある。

そのため、商標のタイプに応じて、どのようなタイプの商標であるかの記載、商標の詳細な説明、音源データ等の必要な資料の提出を求めることができるよう必要な規定を整備するこ必要が有るため、出願日の認定、商標の特定方法について検討がなされており、詳細については商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めるとされている。

F. 登録要件・不登録事由

新しいタイプの商標の登録要件・不登録事由については「自他商品役務の識別力(第3条第1項各号)」「自由競争の不当な制限の排除に関する規定(商標法第4条第1項第18号)」等を中心に継続して検討がなされており、また、商標のタイプ毎の登録要

件の具体的な判断についてはワーキンググループにおいて検討を進めるとされている。

G. 商標の類否

商標の外観、觀念、称呼等によって需要者等に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察するという商標の類否判断の考え方を踏まえつつ、新しい商標のタイプごとの特性を考慮した判断をすることが適切とされ、また、現在においても、立体商標と平面商標のようにタイプが異なる商標同士の類否判断は行われていることから、新しいタイプ商標についても、性質上可能なものについては、タイプ横断的に類否を判断することが適切であるとされている。

H. 商標権の効力の制限

新しいタイプの商標の保護の導入に当たって、自他商品役務の識別力を有しない標章等についての第三者の自由な使用を確保するための各既定の見直し(第3条第1

項各号及び第4条第1項第18号及び第26条第1項各号)、商標が自他商品役務識別機能又は出所表示機能を發揮する態様で使用されていない場合について商標権侵害を構成しない旨を明確化するための規定、特許権、実用新案権、意匠権、著作権と新しいタイプの商標との抵触する場合の両者の調整及び権利の制限等についての検討がなされている。

I. その他

その他、新しいタイプの商標をめぐる検討事項として、マドリット協定議定書の規定に基づき行われる国際商標登録出願による新商標の出願を不備なく進めるための必要規定の整備、「輪郭のない色彩」の商標の色彩の特例（商標法第70条）の不適用、新商標の保護導入以前から使用されてきた商標に蓄積された信用を保護し、既存の取引秩序を維持するための一定の要件の下での継続的使用権のための経過措置、出願日の特例、使用に基づく優先・重複登録の特例の経過措置等の検討がなされている。

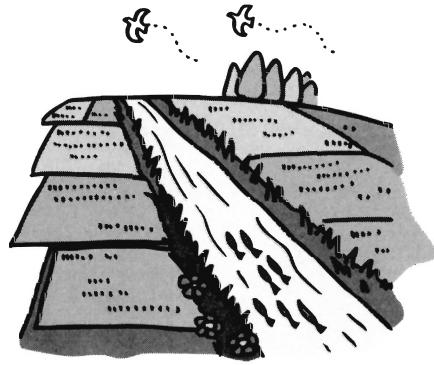
なお、出願日の特例、使用に基づく優先・重複登録の特例の経過措置については、現時点ではこれらの特例を設ける必要性は乏しいとの報告がなされている。

(3) その他改正にかかる検討事項

A. 商標制度における地域ブランド保護の拡充

近年ご当地グルメ等が「新たな地域ブランド」として注目され、地域の活性化や地域産業の発展に貢献している。しかし、現行の地域団体商標制度はこのような地域ブランドの担い手を登録主体とせず、これを十分に保護できないとの指摘がある。そこで、その担い手である商工会、商工会議所、特定非営利活動法人にまで登録主体を拡充する事の検討がなされている。

また、地域団体商標として保護すべき商標の構成（「商品（役務）の名称を含まない商標の保護」）、地域団体商標の周知性の要件の緩和についても検討がなされてお



り、いずれも引き続きの検討が必要である旨の報告がなされている。

B. その他

その他報告書においては、その他検討事項について以下のようなものが挙げられているが、今回はその詳細については割愛する。

- ・パリ条約第6条の3と我が国の商標法の保護範囲の相違について
商標法第4条第1項第3号及び商標法第46条第1項第5号及との関係
- ・登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度について
普通名称化した登録商標の取消制度と普通名称化の防止措置
- ・著名商標の保護の在り方について
防護標章登録制度及び著名な登録商標の効力の拡大について
- ・登録異議申立施制度の見直し
登録異議申立制度の無効審判制度への統合について
- ・国内外の周知な地名の不登録事由への追加
周知な地名に係る登録要件や運用の在り方等について

(4) まとめ

以上、産業構造審議会知的財産分科会の作成した公開資料に基づき概略を説明した。なお、現状では新しいタイプの商標の詳細の施行スケジュールは未定となっている。

以上

V. 「特許行政年次報告書 2013」の紹介

我が国をはじめとした世界の知的財産権に関する主要なデータを紹介し、我が国企業等の産業競争力強化に向けた今後の知的財産戦略の方向性・知的財産戦略の高度化に資する国内外の施策や情報を紹介する「特許行政年次報告書」の2013年版は昨年8月29日に特許庁から公表された。

この中から、特許出願件数などに関する情報の概略を紹介する。報告書の全文及び統計資料は以下の特許庁HPから入手可能である。また、以下の説明に使用している図（グラフ）は総て以下の特許庁HPからのものである。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2013_index.htm

shiryou/toushin/nenji/nenpou2013_index.htm

（1）我が国及び諸外国における特許出願の動向

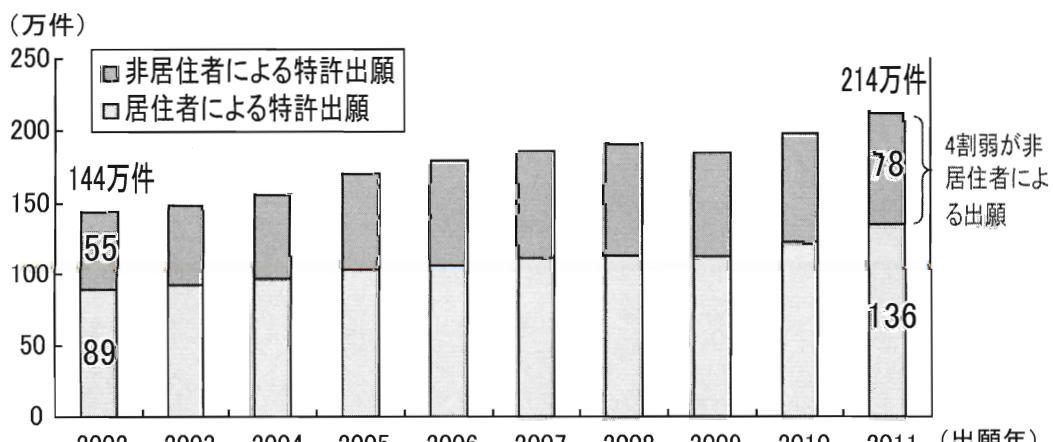
（1）世界の特許出願件数

世界における特許出願件数は経済のグローバル化の中で2011年に214万件に達した（図1）。

自国の公用語で、自国の特許庁（受理官庁）に提出することにより、特許協力条約（PCT）に加盟している世界140を越える国に特許出願した効果を得ることができ、その後、所定の期間（優先日＝基礎になっている最先の特

【図1】

世界の特許出願件数

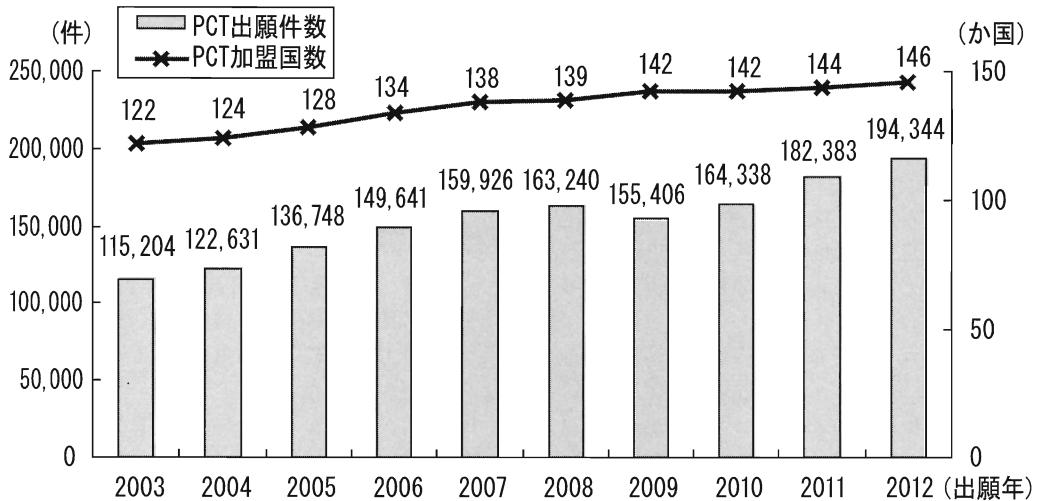


（備考）PCT国際出願に基づくPCT国内移行件数を含む。

（資料）WIPO IP Statistics Data Center

【図2】

PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移



(資料) WIPO統計、States Party to the PCT and the Paris Convention and Members of the World Trade Organization、に基づいて特許庁作成

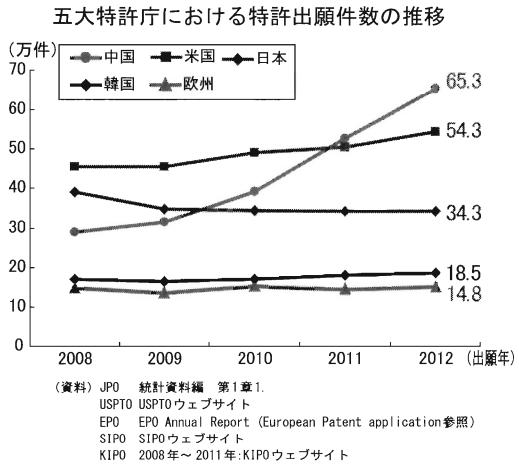
許出願日から、原則、30ヶ月以内)に、審査を受けることを希望する国の特許庁へ、その国の公用語に翻訳した翻訳文を提出し、出願料を納付する、等の所定の手続を行う国際出願の件数も年々増加し、2012年には世界で19万件を越えた(図2)。

日本国特許庁を含めた米国、欧州、中国、韓国の世界五大特許庁がそれぞれ受け付けている年間の特許出願件数は図3の通りであった。2006年以降、世界最多の特許出願件数の座に返り咲いた米国は、リーマンショックの2009年以降も特許出願件数を増やし続け、2012年には年間54万件を越えた。この米国の特許出願件数を2011年に上回った中国は、2012年も前年比24.0%増で、年間65万件を越える世界最大の特許出願大国になっている。

(1)-2 我が国における特許出願件数

我が国における特許出願件数は2005年に427,078件で過去最高になるまで毎年増加した後、減少傾向に転じ、リーマンショック

【図3】



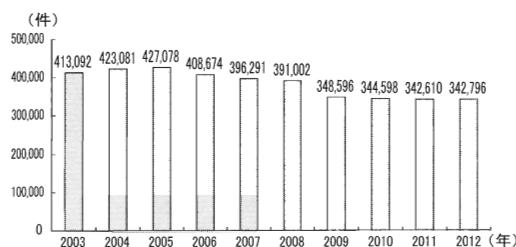
の影響を受けた2009年に348,596件と大きく落ち込み、その後も漸減傾向が続いていたが、2012年に前年より僅かではあるが増加し、342,796件となった(図4)。

「特許行政年次報告書 2013」の紹介

～特許出願件数の推移～

【図4】

特許出願件数の推移

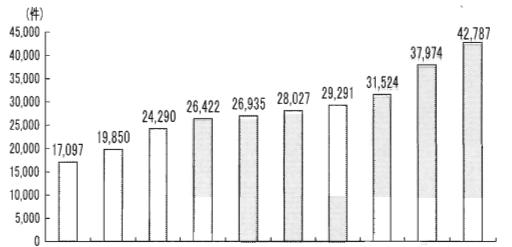


(備考) 特許出願件数には国内移行したPCT国際出願を含む。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

【図5】

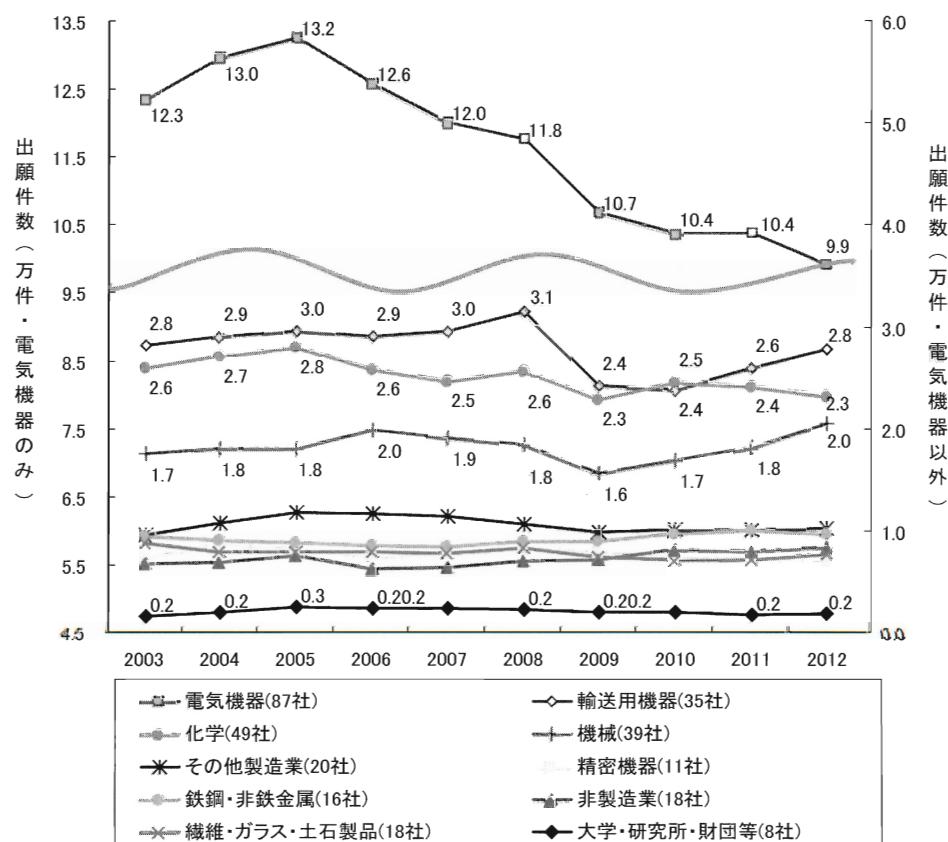
PCT国際出願件数の推移



(資料) 統計・資料編 第3章1.

【図6】

業種別特許出願件数の推移（2012年出願件数上位300社²⁾）

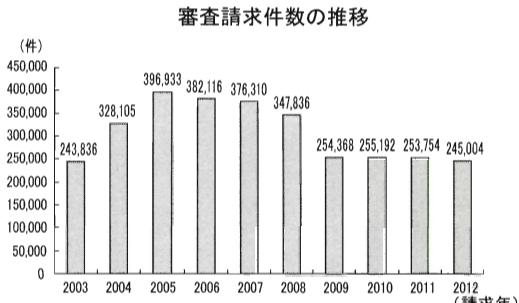


(備考) 2012年特許出願件数の多い300社を証券コード協議会の設定する業

種に基づいて分類

(資料) 特許庁作成

【図7】



(備考) 2009年～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付継延制度¹を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章1。

日本国特許庁が受け付ける国際出願の件数は年々増加し、日本国特許出願の件数が伸び悩む中で、2012年には前年比12.7%増で4万件を越えた（図5）。世界中で行われている国際出願の5件に1件は日本国の法人・個人が行っていることになる。

（1）-3 産業分野別の特許出願件数

我が国の特許出願件数は前述したように減少傾向にあるが、2012年の特許出願件数上位300社について業種別に過去10年の出願件数の推移をみると、電気機器の分野での出願件数の減少が目立つが、これ以外の産業分野での出願件数は、横ばい、あるいは若干増加している傾向にある（図6）。

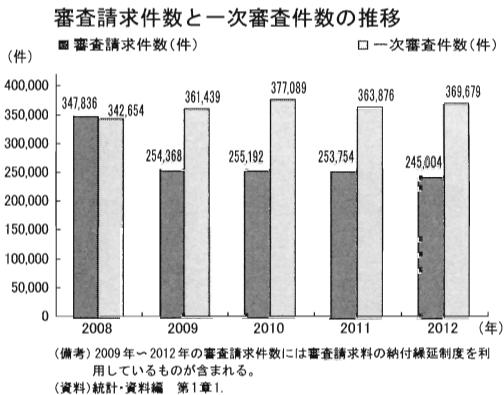
2005年以降の我が国における出願件数の減少（図4）は、従来、出願件数が多かつた電気機器分野の企業が出願戦略の見直しなどを行って出願件数を絞り込んだことに連動している可能性がうかがわれる。

（1）-4 審査結果待ち期間の短縮化

特許出願については出願手続と別個に所定の審査請求料を特許庁に納付する審査請求を行って初めて特許庁での審査が開始される体制になる。

審査請求は、現状では、出願日から3年内に行なうことが認められている。2001年9月末までの特許出願については、出願

【図8】

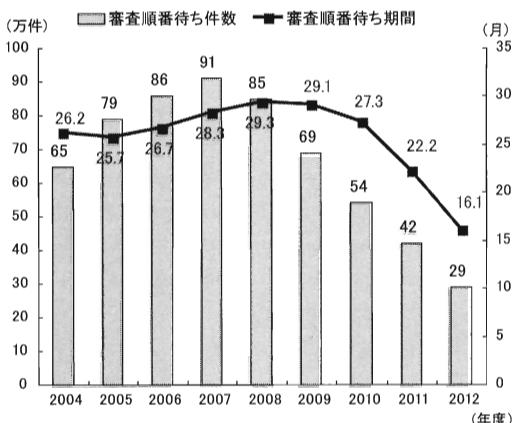


(備考) 2009年～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付継延制度¹を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章1。

【図9】

審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移



(備考) 審査順番待ち件数には審査請求料の納付継延制度における料金未納付のもののが含まれていない。

・審査順番待ち件数は各年度の年末における値に基づいています。

日から7年以内に審査請求を行うことが認められていた。

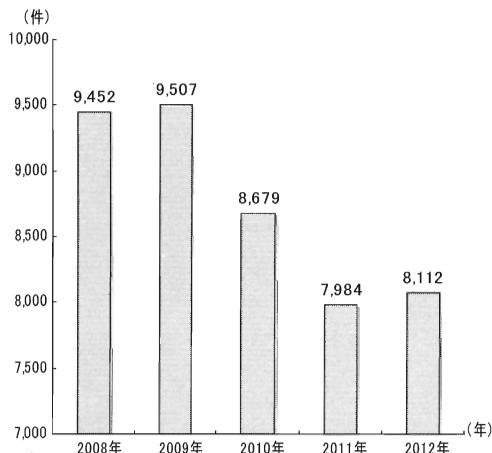
出願日から3年以内に審査請求しなければならないものと、7年以内の審査請求が認められていたものとが混在していた2008年まで審査請求件数は年間37万件を越えていた。審査請求を行うことのできる期間が出願日から3年以内の特許出願のみとなつた2009年以降は年間の審査請求件数が25万件程度で推移している（図7）。

そこで、2009年以降は、特許庁審査官が

（出所）特許庁「特許行政年次報告書 2013」（以下、本報告書と記す）

【図10】

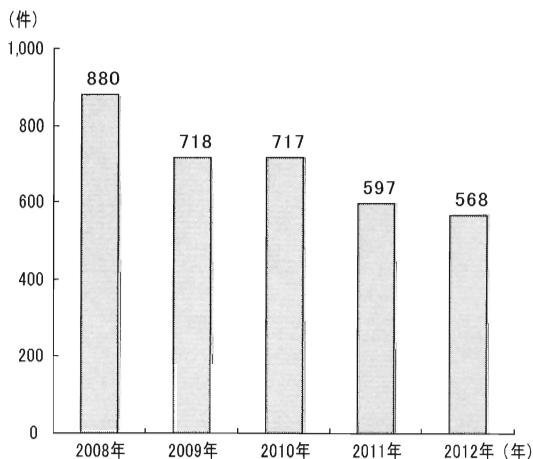
実用新案登録出願件数の推移



（資料）統計・資料編 第1章3.

【図11】

実用新案技術評価書作成件数の推移



（資料）特許庁作成

審査に着手する件数の方が審査請求件数より多くなっている。2012年では、25万件に満たない審査請求件数に対して、審査に着手した件数は37万件近くになっていた（図8）。

これにより、審査請求を行ったにもかかわらず、審査結果をなかなか特許庁から受け取ることができない、という「審査順番待ち期間」の短縮化が進み、2012年には「審査順番待ち期間」は平均で16.1カ月になった（図9）。2013年度末に、「審査順番待ち期間」を平均で11カ月にするという特許庁の当面の目標は達成される見込みである。

現状でも、審査順番待ち件数が多くない技術分野では、審査請求後11カ月末満で審査結果を受け取ることができる状態になっている。

所定の要件（①早期審査ガイドラインに定める中小企業、②外国へも特許出願している、③2年内に実施予定、の中のいずれか）を満たした特許出願について、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度については、利用件数が毎年のように増加し、

2012年には14,717件の早期審査申請があった。早期審査制度を利用した出願の2012年の審査順番待ち期間は、早期審査の申請から平均約1.9カ月であったと公表されている。

（2）日本、中国における実用新案登録出願の動向

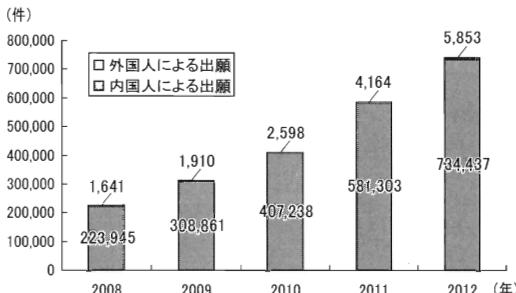
（2）-1 日本における実用新案登録出願の動向

我が国における実用新案権は、登録要件を満たしているかどうか検討・判断する実体審査を経ずに無審査で、出願後早期に登録される。しかし、「警告書」送付などの権利行使の際には、特許庁審査官が作成した実用新案技術評価書を提示する義務があり、また、実用新案権者は無過失賠償責任を負っている、等の事情から出願件数が少なくなっている。

2012年には前年に比較して若干増加したが、それでも、年間9千件を下回っている（図10）。また、実用新案技術評価書の作成件数は年間600件を下回っている（図11）。実用新案技術評価書の評価に対して反論

【図12】

中国における実用新案登録出願構造



(備考)「内国人による出願」には、台湾からSIPPOへの出願件数を含む。2011年台湾からの出願件数9,627件。

(資料) SIPO Annual Report, SIPOウェブサイト

し、再考を求める機会は与えられない。また、実用新案技術評価書の評価が肯定的でない場合、「警告書」送付に臨むことは容易ではない。そこで、実用新案技術評価書を得て「警告書」送付にまで至るケースは更に少ないのでないかと思われる。

(2)-2 中国における実用新案登録出願の動向

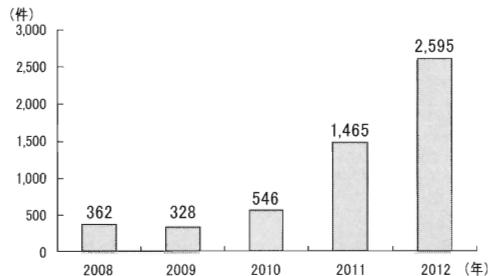
中国における実用新案登録出願件数は毎年のように大きく増加し、2012年には74万件に達した(図12)。この結果、特許出願65万件と、実用新案登録出願74万件とが2012年に中国において行われたことになる。

中国の実用新案制度は日本と同じく無審査登録であるにもかかわらず、日本の実用新案法で規定されている権利行使時の実用新案技術評価書提示義務、実用新案権者が負う無過失賠償責任などの制度が存在していない。

これらの点を考慮したものか、中国で実用新案登録出願を行う、あるいは、特許出願を行うだけでなく同一内容の考案について実用新案登録出願を行う日本企業が増えているようで、2012年は前年の倍に近い数の実用新案登録出願が日本企業から行われている(図13)。中国の実用新案登録出願はほとんど中国法人・個人によるもので、外国法人・個人による出願は極めて少ない

【図13】

中国における日本国籍の出願人の実用新案登録出願構造



(資料) 2008 - 2012專利統計年報、SIPPOウェブサイト

が、2012年には、外国法人・個人による実用新案登録出願の中の半数近くが日本からの出願であった。

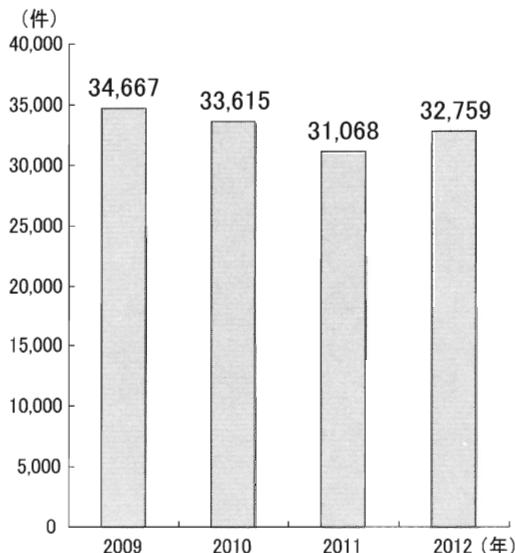
日本国特許庁は、無審査登録で、年間70万件を越える出願・登録がなされている中国の実用新案権が権利乱用的に行使されることがないよう、中国特許庁に対する働きかけを行っている。

中国特許庁は、既存技術の盗用や重複出願等の非正常出願の取り締まりを行って実用新案権の品質向上に取り組むことを表明すると共に、「侵害訴訟の裁判手続では、実用新案権者は、実務上、評価書を提供しなければならない」という見解を示している。



【図14】

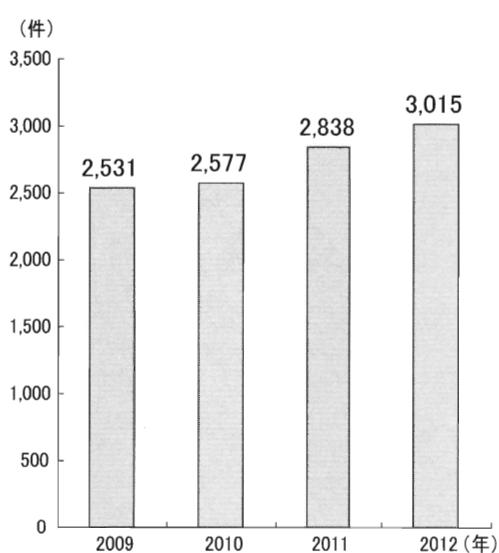
中小企業の特許出願件数



(資料)特許庁作成

【図16】

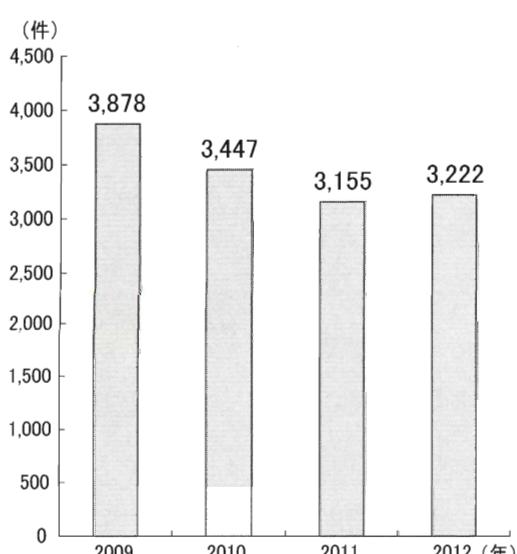
中小企業のPCT国際出願件数



(資料)特許庁作成

【図15】

中小企業の実用新案登録出願件数



(資料)特許庁作成

(3) 我が国の中小企業における知的財産活動

(3)-1 中小企業による特許出願などの動向

我が国の中小企業は、およそ420万社と全企業の99%をしめ、我が国の産業において中小企業の果たす役割は大きい。

中小企業による特許出願、実用新案登録出願の件数は、図14、図15の通りであり、大震災の影響を受けた2011年にどちらも減少したが、2012年には、増加に転じている。

国際出願の件数は一貫して増加傾向にあり（図16）、中小企業にとっても、外国において製造・販売を行うことを視野に入れた外国での特許権取得が必要になっていることがうかがえる。

(3)-2 中小企業に対する料金面での特許庁の支援

特許庁は、従来から、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基



づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、所定の要件を満たすことを条件として、特許料や審査請求料の減免措置を講じている。詳細は以下の特許庁HP。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

このような従来からの支援策に追加して、昨年の第185回臨時国会で成立した「産業競争力強化法」により、産業競争力の強化に資する措置として、所定の要件を満たす中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置等が図られることになっている。

(3)－3 中小企業の外国出願に対する支援

海外での権利取得に要する費用が高額であることに鑑み、特許庁は、中小企業の戦略的な外国出願を促進する目的で、都道府県等中小企業支援センターに対する補助金交付（1億5000万円の2012年度予算から2013年度は3億4000万円へ大幅増額）を通

じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部補助を以下のように行っている。

- ・補助率：1／2以内
- ・補助額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

- 特許：150万円
- 実用新案・意匠・商標：60万円
- 冒認対策商標^(*)：30万円

(※) 冒認対策商標：

第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

- ・補助対象経費：外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費、等
- 詳細は以下の特許庁HPで紹介されている。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusytugan.htm

以上

付録 産業財産権関係料金 (特許庁への手続に必要な料金)(平成24年4月1日以降) **概略表**(詳細: 特許HP
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>)**1. 出願料**

料 金	
特 許	15,000
実用新案	14,000 + (第1年分～第3年分実用新案登録料)
意 匠	16,000
商 標	3,400 + (区分数×8,600)

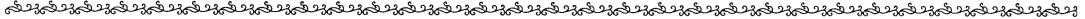
2. 特許料・登録料**(1) 特許料**

料 金	平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		平成16年3月31日までに審査請求をした出願	
	基本料	請求項毎	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	2,300	200	11,400	1,000
第4年から第6年まで毎年	7,100	500	17,900	1,400
第7年から第9年まで毎年	21,400	1,700	35,800	2,800
第10年から第25年まで毎年	61,600	4,800	71,600	5,600

※第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ

(2) 実用新案登録料

料 金	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	2,100	100
第4年から第6年まで毎年	6,100	300
第7年から第10年まで毎年	18,100	900



(3) 意匠登録料

料 金	
第1年から第3年まで毎年	8,500
第4年から第20年まで毎年	16,900

※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ

(4) 商標登録料

料 金	
商標登録料	37,600×区分数
分納額（前期・後期支払）	21,900×区分数
更新登録申請	48,500×区分数
分納額（前期・後期支払）	28,300×区分数

3. 出願審査請求料等

(1) 特許

料 金	基本料	請求項毎
出願審査請求	118,000	4,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	71,000	2,400
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	106,000	3,600

(2) 実用新案（技術評価請求）

	基本料	請求項毎
技術評価書の請求	42,000	1,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	8,400	200
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	33,600	800